

顔の見える木材での家づくり事業公募要領

「顔の見える木材での家づくり事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、「くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本事業の事業実施者（以下「事業実施主体」という。）を公募するに当たり、公募の内容、参加要件及び手続等を定める本公募要領によることとする。

第1条 事業の目的

この顔の見える木材での家づくり事業は、県内の木材の産地等の見学会を実施及び企画を図ることと、県民や施主に広く県産木材の良さを身近に感じてもらい、県産木材の需要拡大及び森林の保全に寄与することを目的として実施する。

第2条 本事業の内容と応募要件等

1 本事業の内容

木造住宅を施工する県内の工務店等が施主等を下記のうち2以上の場所又は事業所等を案内する産地等見学会を実施企画する。

- (ア) 県内の産地
- (イ) 県内の木材流通業者
- (ウ) 県内の製材加工者
- (エ) その他県産木材の良さを感じてもらうための取り組みを行っている場所又は事業所

2 補助金の額

当該年度の事業実施主体の補助上限額は、一事業実施主体あたり50万円を上限とする。

3 補助対象経費

産地等見学会に要する経費。

4 応募に当たっての要件

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 実施した産地見学会を活用し、県産木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること。
- (2) 県産木材のPR等への協力
施主等に、『熊本県水とみどりの森づくり税を活用した事業』を資料等で紹介し、県が行う県産木材のPRに協力すること。
- (3) その他
現地及び現場見学会を含む実施企画する事業及び、実施報告書等の提出を令和7年2月28日(金)までに完了すること。

5 応募者の条件

県内に事業所のある工務店等で県内の木材の産地、木材加工流通業者との連携がとれることと、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者
 - ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者
- (2) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (4) 熊本県税を滞納している者ではないこと。

第3条 企画提案の応募手続き

1 企画提案書の提出

- (1) 受付
公募期間中に持参及び郵送（提出期限必着）によるものを受付けるものとする。
- (2) 提出書類
提出書類の様式は、日本産業規格A4縦型（一部A3版資料折り込み使用可）とする。
- ア 企画提案書（第1号様式）
 - イ 事業計画書並びに応募者概要調書（第2号様式）
現地見学会 現場見学会の開催予定地、見学会スケジュール、積算資料を添付すること。
 - ウ 誓約書（第3号様式）
- (3) 提出部数
2部（正本1部、副本1部）
- (4) 提出先
一般社団法人熊本県木材協会連合会
〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目11番14号 電話 096-382-7919

2 応募に際しての注意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、第4号様式により応募者に通知する。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要項に反すると認められた場合
- (2) 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。
- (3) 事業の一括委託の禁止
事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 補助金の併用の禁止
本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。
- (5) 提出書類の変更の禁止
提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものは除く）。
- (6) 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(8) その他

- ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ウ 企画提案書の提出後の辞退は、審査会開催前日の17時までに辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。提出先は第3条の1（4）と同様とする。

第4条 審査に係る事項

1 審査方法及び選定方法

選定にあたっては、一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下、「県木連」という。）内に設置される選定委員会において第4条の2に規定する評価基準に基づき、提出書類により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価し、事業実施主体を選定する。

2 選定基準

別表「評価基準」のとおり。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに第5号様式-1、第5号様式-2により応募者に通知する。

4 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

第5条 事業実施に係る留意事項

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、実施要領に基づくほか、次の事項について注意すること。

1 事業実施について

事業実施主体は、補助金交付申請書（第6号様式）を県木連へ提出すること。県木連で補助金交付申請書を審査のうえ、第7号様式により補助金交付の決定を行う。

なお、県木連との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

2 事業着手に係る制限

事業は、原則として県木連から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができない。

3 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県木連からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

4 事業の継続が困難となった場合の措置について

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、県木連に報告し指示を受けること。

(1) 事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県木連及び事業実施主体双方の責に帰すことができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

6 処分制限

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。

ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては財産処分後にその内容を報告すること。

- (2) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない（事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。）。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付の必要はない。

7 完了届の提出

事業実施主体は、事業が完了したときは、完了届（第8号様式）に次の書類を添付して、速やかに県木連へ提出すること。

提出書類

- ア 事業の実施を確認できる書類及び写真

8 確認検査

完了届の提出後、県木連が関係書類や会計書類の検査及び必要に応じて検査が出来るものとする。

9 実績報告書の提出

事業実施主体は、事業完了後、速やかに実績報告書（9号様式）に事業実績書（第10号様式）を添付して県木連へ提出すること。

10 補助金の支払い

県木連は、実績報告書等の書類の審査を行い、適正と認められる場合は、第11号様式により交付すべき補助金の額を確定する。

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額が確定後、補助金交付請求書（第12号様式）を県木連に提出すること。

附則 この要領は、令和6年10月30日から施行する。

【問い合わせ先】

一般社団法人熊本県木材協会連合会（担当：水間）

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目11番14号 熊本県木材会館内）

電話：096-382-7919 FAX：096-382-7893 mail：mizuma@kumamotonoki.com

評価基準

基本事項	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有しているか。 ・ 事業を実施するために必要となる専門知識を有する者を配置しているか。
	業務フロー (工程管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画内容や運営方法が実現可能な具体性を帯びているか。 ・ 事業内容が事業期間内に実施可能なスケジュールとなっているか。
企画提案内容	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が目的に対して適切かどうか。 ・ 事業内容が期間内に実施可能かどうか。 <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他にない独創性で実現性が高い提案である場合に優位に評価する。
	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産木材の需要拡大に大きく寄与するものとなっているか。 <p>【優先事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発を行うことによる需要拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。
費用事項	積算内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に見合った適切な積算となっているか。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鍬 本 行 廣 様

所在地
(応募者) 名 称
氏 名
印

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業企画提案書
このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

- 1 事業計画書・応募者概要調書（第2号様式）
- 2 誓約書（第3号様式）
- 3 事業実施者の概要がわかるもの（企業概要等）

第2号様式

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業計画書

1 事業概要

応募者名	
応募者の所在地	
事業を実施する場所 ・地域等	
見学会の種類	
見学会の概要	
見学会等実施体制	
着手（予定）年月日	
完了（予定）年月日	

2 事業費

(円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		補助金	自己負担	その他
合計				

【記載上の注意事項】

- 1) 積算資料を添付すること
- 2) 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

応募者概要調書

(ふりがな) 名 称	
所在地	〒
代表者職氏名(ふりがな)	
設立年月日	
担当者氏名(ふりがな) 及び連絡先	○担当者氏名 ○所 属 ○住 所 〒 ○電 話 ○F A X ○電子メール
従業員数 (構成員数、会員数)	○従業員数 名 (組合等の場合：会員数 者)
資本金・出資金	
業種及び 主たる事業	
消費税等の課税方式	一般課税 簡易課税 免税 (該当するものに○)

令和 年 月 日

一般社団法人 熊本県木材協会連合会

会 長 鋤 本 行 廣 様

所在地
(応募者) 名 称
氏 名 印

誓 約 書

このことについて、令和6年度顔の見える木材での家づくり事業公募要領第2条の5に示された「応募者の条件」を満たすことを誓約します。

- | | | |
|------------------------------------------------|----|----|
| 1 民事再生法の規定による再生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 2 会社更生法の規定による更生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 3 熊本県等から指名停止の処分の有無 | 有り | 無し |
| 4 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下の有無 | 有り | 無し |
| 5 活動目的における宗教活動や政治活動の有無 | 有り | 無し |
| 6 熊本県税の滞納の有無 | 有り | 無し |

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 鵜 本 行 廣

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業企画提案書の非受理について

このことについて、企画提案書の提出があった令和6年度顔の見える木材での家づくり事業について、審査の結果、下記のとおり企画提案書が受理されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非選定理由

例： 次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人 熊本県木材協会連合会 水間

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail mizuma@kumamotonoki.com

(応募者の長) 様

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鋤 本 行 廣

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、企画提案書の提出があった令和6年度顔の見える木材でのづくり事業について、審査の結果、事業実施主体として選定しましたので通知します。

ついては、対象となる事業内容は、提案内容を熊本県木材協会連合会との協議により決定するものとします。

なお、熊本県木材協会連合会との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業を実施できない場合があります。

記

1 提案名

2 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 担当：水間
〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14
電 話 096-382-7919
FAX 096-382-7893
E-mail mizuma@kumamotonoki.com

(応募者の長) 様

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鎌 本 行 廣

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、企画提案書の提出があった令和6年度顔の見える木材での家づくり事業について、審査の結果、下記のとおり事業実施主体として選定されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非選定理由

例： 実現可能性が認められないため

研究開発の効果が認められないため

次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 担当：水間

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail mizuma@kumamotonoki.com

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会長 鎌本行廣様

(事業実施主体の長) 印

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業補助金交付申請書

令和6年度において、下記のとおり顔の見える木材での家づくり事業を実施したい
ので、金 _____ 円を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

(円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		補助金	自己負担	その他
合計				

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人 熊本県木材協会連合会

会 長 鍬 本 行 廣

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和6年度顔の見える木材での家づくり事業については、公募要領の規定により、下記の条件を付けて金_____円を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助の条件

- 1 顔の見える木材での家づくり事業公募要領に従い執行しなければならない。
- 2 見学会の参加者へ熊本県水とみどりの森づくり税を活用した事業であることを資料等で説明すること。

(注) 補助金の支払いは事業完了後、当会が報告書等や会計書類を審査及び検査等を行い、
交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(第11号様式)を交付します。
補助金額が確定後、補助金交付請求書(第12号様式)を提出してください。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鋏 本 行 廣 様

(事業実施主体の長) 印

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業完了届

令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、事業が完了したので、顔の見える木材での家づくり事業公募要領第5条第7項の規定に基づき報告します。

記

事業の内容	事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了年月日	備 考

※完了届には、次の書類を添付すること。

事業の実施を確認できる書類及び写真、事業費用金額を確認できる書類。

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鋤 本 行 廣 様

(事業実施主体の長) 印

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業実績報告書

令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、事業を実施したので、顔の見える木材での家づくり事業公募要領第5条第9項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書（第10号様式）

第10号様式

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業実績書

1 事業内容

事業実施主体名		名称： 代表者：
所在地		〒
事業を実施した場所	名称・地域等	
	所在地	〒
見学会等の実施概要		
着手年月日	令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日	

2 事業費

区分	単価(円)	数量	事業費(円)	うち県費(円)	備考
合計					

第 1 1 号様式

熊木連第 号
令和 年 月 日

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人 熊本県木材協会連合会
会 長 鋤 本 行 廣

令和 6 年度顔の見える木材での家づくり事業補助金交付確定通知書

記

令和 年 月 日付け熊木連第 号で交付決定しました令和 6 年度顔の見える木材での事業については、公募要領の規定により、下記の通りその額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

第12号様式

令和6年度顔の見える木材での家づくり事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け熊本連第 号で確定の通知がありました令和6年度顔の見える木材での家づくり事業として、下記の金額を交付されるよう顔の見える木材での家づくり事業公募要領により請求します。

記

請求額 金 _____ 円

口座 振替払	金融機関名 支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
	フリガナ	

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 鋏 本 行 廣 様